

# 富士市県外就業若者 Uターン支援奨励金

## 申請の手引き



富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

## 目 次

1	奨励金の概要	1-2
	(1) 奨励金の目的	
	(2) 奨励金を受けるための要件	
	(3) 補助対象経費	
	(4) 奨励金額	
	(5) 交付の条件	
2	申請手続き	2-3
	(1) 計画書の提出／計画書の変更	
	(2) 交付申請	
	(3) 交付決定	
3	奨励金の交付までの流れ	3
4	お問合せ・提出先	3
5	Q & A	4

## 1 概要

### (1) 目的

進学・就職などにより県外に転出した富士市出身の若年単身者（39歳以下）を対象に、市内に移住後も県外に存する企業に在勤しテレワーク若しくは新幹線通勤によって勤務する者に対し奨励金を交付する。

### (2) 用語の定義

本奨励金制度における用語の定義は以下の通りです。

- ①再転入：本市に居住していた人が転出をした後、本市に再び転入をすること。
- ②若者：再転入をした日において、年齢が39歳以下であって、配偶者を有しないこと。

### (3) 奨励金の交付対象

奨励金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ① 再転入日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた
- ② 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの期間において、連続して3年（再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10か月）以上である
- ③ 再転入をする前から県外に存する企業に勤務する者（当該企業に勤務することが内定している者を含む。）であって、本市から新幹線を定期的に利用して勤務するもの。  
※テレワークを基本とする勤務にあっては、月に一度以上新幹線による通勤があるもの
- ④ 申請日から1年以上本市に居住する意思を有していること

なお、規定にかかわらず、申請者が他の同種の補助金の交付を受けている場合又は市長が補助することを適当でないと認めた場合は、補助金の交付の対象となりません。

### (4) 奨励金額

奨励金は、一律で20万円です。

## (5) 交付の条件

本市へのUターン促進に係るPR及び各種調査へのご協力をお願いします。

また、交付決定通知書において付す交付条件に該当することがあった場合は、速やかに報告をしてください。

## 2 申請手続き

### (1) 申請先及び提出期限

#### ① 申請先


富士市役所シティプロモーション課移住定住推進室へ下記(2)の書類を直接持参し、提出してください。受付時間は、8時30分から17時15分までです。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

#### ② 提出期限

転入日から1年以内又は各年度の3月第2週金曜日のいずれか早い日までに申請してください。

ただし、予算の上限に達したときには、申請手続きができない場合がありますので予めご承知ください。その際には、市ウェブサイトでお知らせします。

### (2) 提出書類

No	提出書類
1	県外就業若者Uターン支援奨励金交付申請書(第1号様式) (申請書は、市ウェブサイト又は右記のQRコードよりダウンロードが出来ます。) 
2	転入日の前日まで居住していた市区町村における居住地及び居住期間を確認できる書類 (例) 直前の居住地で取得した住民票の除票、本籍地で取得した戸籍の付票など
3	再転入日に申請者に配偶者がいないことを確認できる書類 (例) 独身証明、戸籍謄本など

4	再転入をする前の本市での居住地及び居住期間を確認できる書類 (例) 富士市に居住していた時に所属していた世帯での住民票の除票など
5	就業(内定)証明書(第2号様式)
6	新幹線を定期的に利用することがわかる書類 (例) 新幹線の通勤定期券の写し。テレワークを基本とする場合は、月一回以上新幹線により出勤していることがわかるもの(領収書、出勤簿等出勤した日がわかる勤務する事業所が作成したもの等)

### (3) 交付決定

交付申請により提出された書類の審査を行い、適当と認めるときは、富士市県外就業若者Uターン支援奨励金交付決定通知書(第3号様式)により通知します。

通知後、指定していただいた振り込み口座に、市から奨励金の支払いを行います。

ただし、次に該当する場合は、交付決定を取り消し、交付した奨励金を返還していただくことがあります。

- ①偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- ②申請日から1年以内に市外に転出したとき(市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)

奨励金の交付決定を受けたのち、転出する場合は、お早めに市担当者にご相談ください。

## 3 お問い合わせ・提出先

富士市 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室(市庁舎8階)

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL : 0545-55-2930 FAX : 0545-51-1456

MAIL : kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

## 4 Q & A

### Q1. 国外からの移住は対象となりますか？

本奨励金は、転入日の前日まで国内の市区町村に居住していた方を対象とします。国外から帰国し、直接本市に転入された場合は対象とはなりません。

### Q2. 再転入後に県外企業への転職が決まった場合は対象となりますか？

対象とはなりません。再転入する前に決まっていた（就業していた）県外企業に再転入後も引き続き通勤する場合は対象となります。

### Q3. 副業で県外企業に勤務している場合は対象になりますか？

対象とはなりません。主たる就業が県外企業である必要があります。

### Q4. 新幹線以外の交通手段（在来線、バス、自家用車）で県外通勤する場合は対象になりますか？

対象とはなりません。通勤のために新幹線を定期的に利用して通勤している場合に限りません。

### Q5. 別居や単身赴任の方は対象となりますか？

対象とはなりません。同じ世帯に住んでいなくても、配偶者がいる場合は対象外です。

### Q6. 39歳以下で、配偶者はいないが、子どもがいる場合は対象となりますか？

本要綱に掲げる、「若者」に該当しますので、他の要件を満たせば対象となります。

初 版  
令和8（2026）年4月